

## 市長所信表明（平成30年9月）

おはようございます。

本日、平成30年9月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を賜りありがとうございます。

はじめに、平成30年7月豪雨により、西日本を中心に甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日も早い復興を強く願っています。

被災地では、未だ行方不明の方々の捜索が続いており、避難生活を余儀なくされている被災者もおられます。その様な状況の中、本市は、復旧・復興の手助けとなるよう、被災自治体への職員派遣を行ってまいりました。現在までに、愛媛県宇和島市へ避難所運営員や応急給水支援に4名、また岡山県倉敷市真備町へ避難所での健康相談活動に1名の保健師を、それぞれ派遣いたしました。

次に、台風20号についてご報告をさせていただきます。

非常に強い台風20号が、先週23日、21時頃、本県南部に上陸し縦断しました。

本市では、災害警戒本部を設置、続けて避難準備・高齢者等避難開始を市内全域に発令いたしました。その後、土砂災害警戒情報の発表に合わせて、美郷地区全域及び、鴨島・川島地区の山裾地域に避難勧告を発令いたしました。

台風への警戒として、職員による道路パトロールを実施すると共に、各地区の消防団にも出動を要請し、巡回等の災害対応活動を行いました。ご支援いただきました市消防団をはじめ、防災関係機関の方々に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

台風による被害につきましては、降雨量は予想雨量に比べ多くなかったものの、短時間に集中して降ったため、内水氾濫による農作物の被害や強い風による倒木等の被害報告がございました。

これからも台風シーズンは続きますが、関係機関の方々の協力を得ながら、早め早めの対応で、減災に努めてまいります。

さて、定例会に臨み、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、最近の市政の動きについて、申し上げます。

まず、「吉野川市アリーナ・交流センター（仮称）」について申し上げます。

都市再生整備事業の核となる吉野川市アリーナ・交流センター（仮称）につきましては、去る7月18日、起工式を挙行し、建設工事に着手する運びとなりました。

中心市街地の活性化を図るため、地域でのスポーツ振興、子育て支援、社会福祉、文化芸術等の活動・交流拠点として誇りうる施設となるよう平成32年1月の完成を目指し、建設を進めてまいります。

次に、「中央美化センター跡地多目的運動場」について申し上げます。

中央美化センター跡地多目的運動場の整備状況についてでございますが、敷地造成工事は順調に進んでおり、現在の進捗は5割程度となっております。

また、人工芝工事及びフェンスやナイター設備などの、建築物等附帯工事についても既に契約を締結しており、敷地造成工事完了後、直ちに着工できるよう材料発注などの準備を進めている状況であります。

地域スポーツの振興と市民の体力向上を図るとともに、県中央部の新たな屋外スポーツの拠点施設として、平成30年度中の完成に向け整備を進めてまいります。

次に、「鴨島東部地区認定こども園」について申し上げます。

鴨島東部地区認定こども園新築工事につきましては、概ね計画どおりに進んでおり、現在、鉄骨の躯体工事がほぼ完了し、今後は屋根工事・外壁工事へと移り、来年1月末に新園舎が完成する予定です。

なお、新こども園の名称につきましては、これまで保育所や中学校の名称で、地域の皆様に親しみのある「鴨島東」という名称を冠した「鴨島東こども園」を予定しております。

園児の笑顔が溢れ、多くの市民の皆様に愛される、こども園となるよう、引き続き、事業に取り組んでまいります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育てに優しいまちづくり」についてであります。

まず、「阿波っ子はぐくみ保育料助成拡大事業（3～5歳児・第2子保育料無償化）」についてであります。

本市では、平成30年4月から、これまでの第3子以降無償化に加え、所得の制限なく第2子の保育料を半額にするなど市民にとってわかりやすく、負担の少ない保育料制度を独自の政策として進めてきました。

そうした中、徳島県議会6月定例会において、県の施策として保育料無償化を第2子まで拡大する方針が示されました。県では、9月補正予算での対応を視野にしているのことであり、本市においても速やかに、当該補助事業を活用できるよう、その対象となる子どもの保育料無償化に要する経費を、9月補正予算に計上したところであります。

次に、「準要保護児童・生徒就学援助費の前倒し支給」についてであります。

経済的理由により、就学が困難と認められるご家庭を対象にした「就学援助における新入学児童・生徒の学用品費」につきましては、

これまでは入学した年度の7月に支給してまいりましたが、来年からは、入学前の3月より支給できるようにいたします。

これにより、出費が多くなる入学時期の際に負担軽減をはかることが可能となります。

今後とも、できるだけ市民のニーズに対応し、より一層「子育てに優しいまちづくり」を推進してまいります。

2点目は、「教育に強いまちづくり」についてであります。

まず、「外国語活動と英語教育の充実」についてであります。

本市におきましては、「教育に強いまちづくり」の一環として、グローバル社会を生きる子どもたちに求められる力を育成するため、外国語活動と英語教育の充実を目指した施策を推進しております。

昨年度に引き続き実施した、夏休みの「イングリッシュキャンプ」には、小学生は日帰りで8月3日と6日の2回に分けて39名、中学生は8月22日から23日の1泊2日で28名が参加しました。

A L Tとともに、ゲームやプレゼンテーション等のアクティビティを行い英語に親しみ、大いに好評を得たところであります。

また、英語への関心・意欲を高め英語力の向上を目指し、英語検定料を補助しております。その成果といたしましては、昨年度の県教育委員会主催の英語能力判定テストで、「英語検定3級程度以上」と認定された中学3年生の割合が55.6%となり、県教育委員会の目標を上回る結果を得たところであります。

さらに本年度より、小学校に英語専科の教員を1名配置するとともに、8月よりA L Tを1名増員して6名体制とし、英語教育に力を注いでいるところであります。

今後ともこうした施策を通して、小中学校での外国語活動や英語教育の充実を図ってまいります。

次に、「部活動の在り方に関する方針と夏季休業中の学校閉庁日」  
についてであります。

働き方改革が進む一方、教育現場における労働環境の是正は、遅々<sup>ちち</sup>として進まない状況があります。その一因となっているのが中学校での部活指導と言われており、この負担軽減を図るため、スポーツ庁が策定しました「ガイドライン」と徳島県が策定しました「方針」に則り、「吉野川市部活動の在り方に関する方針」を作成いたしました。

この方針におきまして、部活の休養日は、平日1日、週末1日以上を設定するとともに、活動時間も平日2時間程度、週末3時間程度としており、校長は各部活動の休養日と活動時間等を設定及び公表し、その運用を徹底することとしております。

また、教職員の休暇取得を推進し、心身の健康増進を図ることを目的に、8月12日から15日までの4日間の平日を学校閉庁日として、日直を置かない日といたしました。

教職員が心身の健康を損なうことがないように、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で児童生徒と接する時間を十分に確保し、真に必要な総合的な指導を持続的に行うことができるよう取り組んでまいります。

3点目は、「地域の個性を生かしたまちづくり」についてであります。

まず、「中山間地域交流拠点整備事業」についてであります。

昨年度、種野小学校を中山間地域の交流拠点施設として整備する方針等を示した「中山間地域交流拠点整備計画」を策定し、本年度は、この計画に基づき、具体的な改修に向けた設計を実施いたします。

整備計画の基本コンセプトは、「ありのまま・スモールスタート」であり、施設の現状利用を基本に、最小限の整備で小さくスタートする方針でございますが、種野小学校の築年数等を考慮し、長寿命化も同時に図ることとしております。

具体的には、住民の憩いの場、体験・学習ルーム、調理室、簡易宿泊施設、サテライトオフィス誘致スペース等の、多目的複合施設として改修する方針で進めてまいりたいと考えております。美郷内外の方が交流できる、「シェアリング・エコノミー」の考え方を取り入れた新しい形の「公の施設」として整備し、平成32年4月の供用開始を目指してまいります。

次に、「林道・倉羅川井峠線開通」についてであります。

林道・倉羅川井峠線は、平成10年の着工から20年を経て、本年3月に全線開通し、11月1日には、関係者を招いて「開通式典」を開催する運びとなりました。

本路線は、吉野川市美郷から神山町を経て、美馬市木屋平に連絡する延長約10km、幅員4m、利用区域面積534haの林道であり、周辺の森林資源の開発はもとより、地域の主要道や作業道等と連結でき、当地域の有機的な路網形成を図ることが可能となります。

また、災害時に国道等の迂回路としても機能するものであり、本市の森林整備のみならず、災害対策にも寄与するものと期待しております。

次に、「美郷の地域ブランド向上について」についてであります。

まず、10回目の節目の特別企画として行っている美郷梅酒まつりテレビ企画事業でございますが、7月20日のゴジカル番組内で1回目の放送があり、「梅山 茜アナウンサー」が、美郷で実際に梅酒づくりの体験をしながら、美郷の魅力を伝えていただいたところです。今後も引き続き、情報発信を行い、全国初の梅酒特区として認定された美郷の梅酒が、愛され進化し続けるよう知名度の向上を図ります。

次に、地域ブランドを活用し、地域経済の活性化を進めるためには、地域を挙げた取り組みを推進していくことが必要となります。このことから、中小企業地域資源活用法に基づく本市の「ふるさと名物」を、『全国初の梅酒特区、美郷で育つ「梅」を活用した梅加工品群及び産業観光』として宣言し、県内外へ積極的な情報発信を行い、美郷の地域ブランドのさらなる向上を目指してまいります。

次に、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた四国八十八景プロジェクト」についてであります。

四国八十八景プロジェクトとは、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、四国を訪れる観光客の増加を図るため、四国らしさの感じられる素晴らしい景観を、「四国八十八景」として選定し、その魅力を広くプロモートしていく取り組みであります。

この度、本市川島町の「岩の鼻展望台」からの景観が『眼下に広がる悠久の大河「四国三郎 吉野川」』として、四国八十八景に選定されました。

これを本市の大きなチャンスとして捉え、2020年で終わらせることなく、遍路文化と組み合わせた大きな観光資源として、国内外へ情報発信してまいります。

4点目は、「安全・安心なまちづくり」についてであります。

まず、「危険ブロック塀への対応」についてであります。

本年6月18日に発生した大阪府北部地震により、高槻市立小学校のブロック塀が倒壊し、児童が死亡するという痛ましい事故が起きました。

この事故を受けて、全国の自治体にブロック塀の安全点検が要請されたところであります。

本市におきましても、公共施設のブロック塀の点検を実施し、問題があるブロック塀につきましては、十分な耐用性や地震時の安全性を確保するよう、その対策を進めております。

6月22日と25日には、市内幼・小・中学校及び認定こども園の緊急ブロック塀点検を実施しましたところ、22施設中ブロック塀を有する施設は12施設。そのうち11施設において、基準に適合していないことが判明しました。

今後、児童生徒の安全性の確保のため、緊急性を有するブロック

塀から順次改修工事を進めてまいります。

また、沿道沿いの塀は倒壊すると危険だけでなく、災害時の避難や緊急車両の通行の妨げにもなることから、市内に数多く存在する民間のブロック塀につきましても、安全対策が必要であると考えております。

本市としては、広報よしのがわやホームページにより、所有者の皆さんによる自己点検の実施をお願いし、安全性に問題のあることが判明した場合には、補修や撤去をするよう呼び掛けていきます。また、取壊しについて費用の一部を補助する制度を創設し、「危険なブロック塀」の除却を促進し、市民の安全・安心の確保を図ってまいります。

次に、「徳島中央広域連合・西消防署新築工事」についてであります。

去る8月17日に、西消防署新築工事の起工式が執り行われました。今後、順調に進めば来年8月には本体工事が竣工します。

現在の庁舎は、昭和46年に開署してから47年が経過し、建物の老朽化が著しく、施設の機能等に課題もあったことから、現代の消防署に必要な機能を兼ね備えた施設へと整備するものであります。

新たな施設では、災害時において自立運用が可能なように自家発電設備等の自立インフラや救助訓練施設の整備もいたします。

地震などのあらゆる「災害に強い消防活動拠点施設」としての充実を図り、地域の安全・安心な暮らしを確保する環境を整えてまいります。

次に、避難所の施設整備、備蓄品の充実についてであります。

避難所によっては、和式トイレが多く、足腰が弱い高齢者や車椅子使用の身体障害者にとっては、トイレの使用が極度に困難となります。このことから県の補助事業であります「とくしまゼロ作戦緊急対策事業」を活用し、避難所設備の充実を図ってまいります。

まず、トイレの整備であります。ふるさとセンターは屋外の1か所だけ和式トイレを残し、全て洋式に改修いたします。他の主要



な避難所には、ラップ式トイレ等を配備し、避難されてきた市民のトイレを確保するとともに、要配慮者にも対応できる備蓄品を配備することにより、避難所等での快適なトイレ環境を整備いたします。

また、備蓄品としてエアーテントや照明器具等を備えることにより、避難所生活でのプライバシーの確保や夜間照明の充実を図りストレスの軽減に努めます。

今後も、避難所における生活環境の整備のため、施設整備や備蓄品の充実を図ってまいります。

次に、「本市の河川監視カメラ整備等の防災体制」についてであります。

本市においては、河川監視カメラを市内7河川、9か所に設置しており、リアルタイムでの河川の映像を、避難情報の発信などに役立てております。

また、監視カメラの映像は、避難の際の判断材料となるよう、市ホームページにおいて公開し、市民の皆様との情報共有を図っています。

今回、3台の河川監視カメラを更新し、機能強化により夜間でも見やすいよう赤外線の高感度を上げ、画像の解像度も高くなっております。

河川監視カメラの効率的な活用で、これからも情報の迅速かつ正確な伝達に努め、防災・減災対策を推進してまいります。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会への提出案件は、

「平成29年度吉野川市財政の健全化判断比率」などに関する報告案件が4件

「平成29年度一般会計」及び「各特別会計並びに水道事業会計」に係る歳入歳出決算認定に関する案件が8件

「平成30年度一般会計補正予算」など、補正予算に関する案件が5件

「美郷区域過疎地域自立促進計画」の計画変更に関する案件が1件

「公平委員会委員の選任に係る人事案件」に係る人事案件が1件の計19件であります。

まず、報第14号「平成29年度・吉野川市・財政の健全化・判断比率について」及び報第15号「平成29年度・吉野川市・公営企業会計の資金不足比率について」は、

平成29年度決算に係る「実質・赤字比率」、「実質・公債費比率」などの4つの財政健全化・判断比率・及び水道事業会計・等の決算に係る「資金不足・比率」について、監査委員の意見を付して報告するものです。

次に、報第16号「専決処分の報告」、「和解及び損害賠償額の決定」につきましては、平成30年5月31日、吉野川市川島町において、やむを得ず急停止しようとした車両に、市有車両が追突し、相手方車両を損傷したもので、損害賠償額は、203,000円となっております。

次に、報第17号「専決処分の報告」、「和解及び損害賠償額の決定」につきましては、平成29年4月20日に川島町において発生した玉突き衝突について、平成29年6月議会、12月議会においては、それぞれの相手方の車両の修理費用に係る和解について、また平成30年3月議会においては、先頭車両の相手方の治療費等に

ついて、ご報告したところですが、今回は2番目の車両の相手方の治療費や休業補償等について損害賠償額2,067,172円で和解することについてご報告するものです。

なお、今回の報告でこの事故に係るものは最終となります。

次に、議第43号から議第49号までの7件は、「平成29年度・吉野川市・一般会計」及び「国民健康保険・他5事業の特別会計」に係る歳入歳出・決算認定について監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第50号「平成29年度・吉野川市・水道事業会計・決算認定」については、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第51号「一般会計・補正予算（第2号）」は、主なものとして、

「道路維持補修工事費」 4,500万円

「道路橋梁災害復旧費（台風7号・梅雨前線による降雨）」  
6,060万円

「市営住宅復旧工事費（湯立団地・火災）」  
1,773万9千円

「学校施設内の危険ブロック塀撤去・フェンス設置」  
1,451万1千円

など、2億8,575万8千円を追加し、補正後の予算総額を、234億5,888万円とするものです。

次に、各特別会計の補正予算は、

まず、議第52号「平成30年度 吉野川市国民健康保険・特別会計・補正予算（第1号）」は、前年度実績の確定に伴う国庫補助金等の返還金などにより、1億1,546万8千円を追加するものです。

次に、議第53号「平成30年度 吉野川市介護保険・特別会計・補正予算（第1号）」は、前年度実績の確定に伴う国庫補助金等の返還金などにより、1億1,381万7千円を追加するものです。

次に、議第54号「平成30年度 吉野川市公共下水道事業・特別

会計・補正予算（第1号）」は、  
施設の修繕及びシステム改修費として、  
609万5千円を追加するものです。

次に、議第55号「平成30年度 吉野川市農業集落排水事業・特別会計・補正予算（第1号）」は、  
施設の修繕料として、404万円を追加するものです。

次に、議第56号「美郷区域過疎地域自立促進計画の変更」については、  
県道の補修事業に係る市負担金の項目を追加する等の  
変更を行うものです。

最後に、議第57号については、  
本年11月25日をもって<sup>みちこ</sup>  
公平委員会・委員・小松 美智子氏の任期が満了することに伴い、  
同氏を再度選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定  
により議会の同意を求めるものです。

以上、概略の説明を申し上げましたが、十分御審議の上、原案ど  
おり御賛同くださいますようお願い申し上げます。